

新潟県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第3号

令和4年6月1日現在における新潟県後期高齢者医療広域連合長に対する条例の制定又は改廃の請求その他直接請求について、それぞれの要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和4年6月15日

新潟県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会

委員長 豊嶋直美



- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項の規定により準用する同法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数

37,369人

- 2 地方自治法第291条の6第1項の規定により準用する同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに同法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

333,554人

- 3 地方自治法第291条の6第1項の規定により準用する同法第80条第1項に規定する請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

市町村	数
新潟市	177,095人
長岡市	74,579人

三条市	26,954人
柏崎市	23,014人
新発田市	27,013人
小千谷市	9,735人
加茂市	7,509人
十日町市	14,445人
見附市	11,267人
村上市	16,641人
燕市	22,231人
糸魚川市	11,724人
妙高市	8,857人
五泉市	13,880人
上越市	52,831人
阿賀野市	11,690人
佐渡市	15,072人
魚沼市	9,881人
南魚沼市	15,256人
胎内市	8,043人
聖籠町	3,774人
弥彦村	2,222人
田上町	3,291人
阿賀町	3,048人
出雲崎町	1,230人
湯沢町	2,322人
津南町	2,614人
刈羽村	1,232人
関川村	1,514人
栗島浦村	98人